

議第60号 呉市税条例等の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）の施行により、市民税及び軽自動車税において各種の見直しが行われたことに伴い、所要の規定の整備をするものです。

2 改正の内容

(1) 個人の市民税（第1条関係）

ア 非課税措置の対象への単身児童扶養者の追加

子どもの貧困に対応するため、地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正により、前年の合計所得金額が135万円以下の単身児童扶養者を非課税措置の対象に含めることとされました。これに伴い、単身児童扶養者に該当するか否かを把握する必要があることから、扶養親族申告書（給与所得者用及び年金等受給者用）に該当者の記載事項が追加されること等に伴い、関係規定の整備をします。

※ 単身児童扶養者とは

児童扶養手当の支給を受けている対象児童（父又は母と生計を一にする子で前年の総所得金額等の合計額が48万円以下であるもの）の父又は母のうち、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない者又は配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の生死の明らかでない者をいいます。

イ 確定申告書に係る記載事項の見直しに合わせた住民税の申告書に係る記載事項の変更

給与等について年末調整の適用を受けた者が住民税の申告書を提出する場合において、所得控除の額に変更がないときは、当該所得控除の合計額のみを記載すればよい（内訳の記載は必要としない）こととします。

(2) 法人の市民税（第4条関係）

特定法人の電子申告に係る災害時等の宥^{ゆうじょ}措置に関する規定の追加

呉市税条例等の一部を改正する条例（平成30年呉市条例第43号）第1条の規定による呉市税条例（昭和25年呉市条例第33号）の一部改正により、特定法人（内国法人のうち事業年度の開始の日現在における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人等をいいます。）の法人の市民税に係る確定申告書、中間申告書及び修正申告書並びに添付書類の提出について、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から電子申告によることが義務付けられますが、それに先立ち、国税と同様に、インターネット障害や災害等により電子的方法による提出が困難である場合には、市長の承認を得ることにより書面での提出を可能とすることとし、当該承認申請等の手続に係る規定を追加します。

※ 税務に関する^{めうじよ}宥恕措置とは

災害の発生などのやむを得ない理由・事情がある場合に、例えば申告・納付等の期限を延長するなど、法的な制約を特別に緩和することにより、当事者を救済する仕組みのことをいいます。

(3) 軽自動車税

ア 平成29年3月における改正内容

地方税法の改正による軽自動車税に係る次の見直しに伴い、呉市税条例等の一部を改正する条例（平成29年呉市条例第4号）により、呉市税条例中の関係規定の整備をすることになっています（令和元年10月1日施行）。

(7) 環境性能割の導入

自動車取得税（県税）の廃止に伴い、軽自動車税において環境性能割が導入されます。なお、環境性能割は、当分の間、県が賦課徴収をすることになっています。

(1) 種別割への名称変更

環境性能割の創設に伴い、現行の軽自動車税の名称を種別割へと変更します。

イ 今回の改正内容

令和元年10月1日における消費税及び地方消費税率の引上げに当たり、消費需要の平準化や燃費性能の優れた自動車の普及等を図るため、地方税法の一部改正により車体課税の見直しがされましたので、これに伴い、次のおり呉市税条例において所要の規定の整備をします。

(7) 環境性能割における見直し（第1条関係）

a 賦課徴収の特例に関する規定

自動車メーカーが燃費データの改ざんによって不正に国土交通大臣の認定を受けたことにより、取得された軽自動車に、本来の燃費性能を上回る環境性能割の税率が適用され、本来納付すべき税額に不足が生じていることが納期限後に判明した場合には、当該自動車メーカーがこの不足税額に係る納税義務を負わなければならない旨の規定など、賦課徴収の特例に関する規定を種別割と同様に整備します。

b 臨時的軽減措置に関する規定

自家用の乗用車を令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（特定期間）に取得した場合、税率を1パーセント軽減する規定を整備します。

なお、当該軽減措置による市税の減収分については、全額国費で補填されることになっています。

※自家用の乗用車に関する環境性能割の税率等

(この率を取得価格に乗じて環境性能割の税額を算定します。)

区 分		税 率 等	
		軽減前	軽減後
電気軽自動車，天然ガス軽自動車（※）		非課税	非課税
ガソリン軽自動車（ハイブリッド軽自動車を含みます。）（※）	令和2年度燃費基準 +10%達成	非課税	非課税
	令和2年度燃費基準達成	1%	非課税
	平成27年度燃費基準 +10%達成	2%	1%
上記以外の自家用の軽自動車 (本則税率は3%ですが，当分の間，この本則税率は適用しません。)		2%	1%

(※) 一定の排出ガス性能を備えた軽自動車

(イ) 種別割におけるグリーン化特例（軽課）の見直し等

a 適用年度の2年延長（第1条関係）

現在，令和元年度に限り適用することとしている当該特例の内容を現行のまま2年間延長します（令和2年度・令和3年度適用）。

b その後の2年間における対象車の重点化（第2条関係）

令和4年度及び令和5年度は，当該特例の適用対象車を自家用の乗用車である電気軽自動車及び天然ガス軽自動車に限定します。

※乗用車に関する種別割のグリーン化特例（軽課）による軽減の内容

区 分		令和元年度 ～令和3年度	令和4年度 令和5年度
電気軽自動車，天然ガス軽自動車（※）		税率をおおむね 75%軽減	税率をおおむね 75%軽減 (自家用の乗用車に限定)
上記以外の軽自動車（※）	令和2年度燃費基準 +30%達成	税率をおおむね 50%軽減	軽減なし
	令和2年度燃費基準 +10%達成	税率をおおむね 25%軽減	軽減なし

(※) 一定の排出ガス性能を備えた軽自動車

※適用例（四輪以上の自家用の乗用車の場合）

本則税率	税率をおおむね 25%軽減	税率をおおむね 50%軽減	税率をおおむね 75%軽減
10,800円	8,100円	5,400円	2,700円

3 施行期日

(1) 第1条の規定による呉市税条例の一部改正

ア 令和元年10月1日

軽自動車税（種別割に係るグリーン化特例（軽課）の2年間延長（令和2年度・令和3年度分適用）、環境性能割の臨時的軽減措置に係る規定の追加等）

イ 令和2年1月1日

個人の市民税（扶養親族等申告書における単身児童扶養者に係る記載事項の追加）

(2) 第2条の規定による呉市税条例の一部改正

ア 令和3年1月1日

個人の市民税（単身児童扶養者の非課税措置対象者への追加）

イ 令和3年4月1日

軽自動車税（種別割に係るグリーン化特例（軽課）の適用対象を重点化した上での2年間延長（令和4年度・令和5年度分適用））

(3) 第3条の規定による呉市税条例の一部を改正する条例（平成29年呉市条例第4号）

第2条（施行期日：令和元年10月1日）の一部改正

公布の日

軽自動車税（令和元年度に限り適用することとしていた「種別割に係るグリーン化特例（重課）」を、年度の限定をせず、当分の間、適用することとする改正その他関連規定の整理）

(4) 第4条の規定による呉市税条例の一部を改正する条例（平成30年呉市条例第43号）第1条及び付則第3条（施行期日：令和2年4月1日）の一部改正

公布の日

法人の市民税（「特定法人の電子申告の義務化」に当たっての災害時等における宥恕規定^{ゆうじょ}の追加）